

災害医療体制について

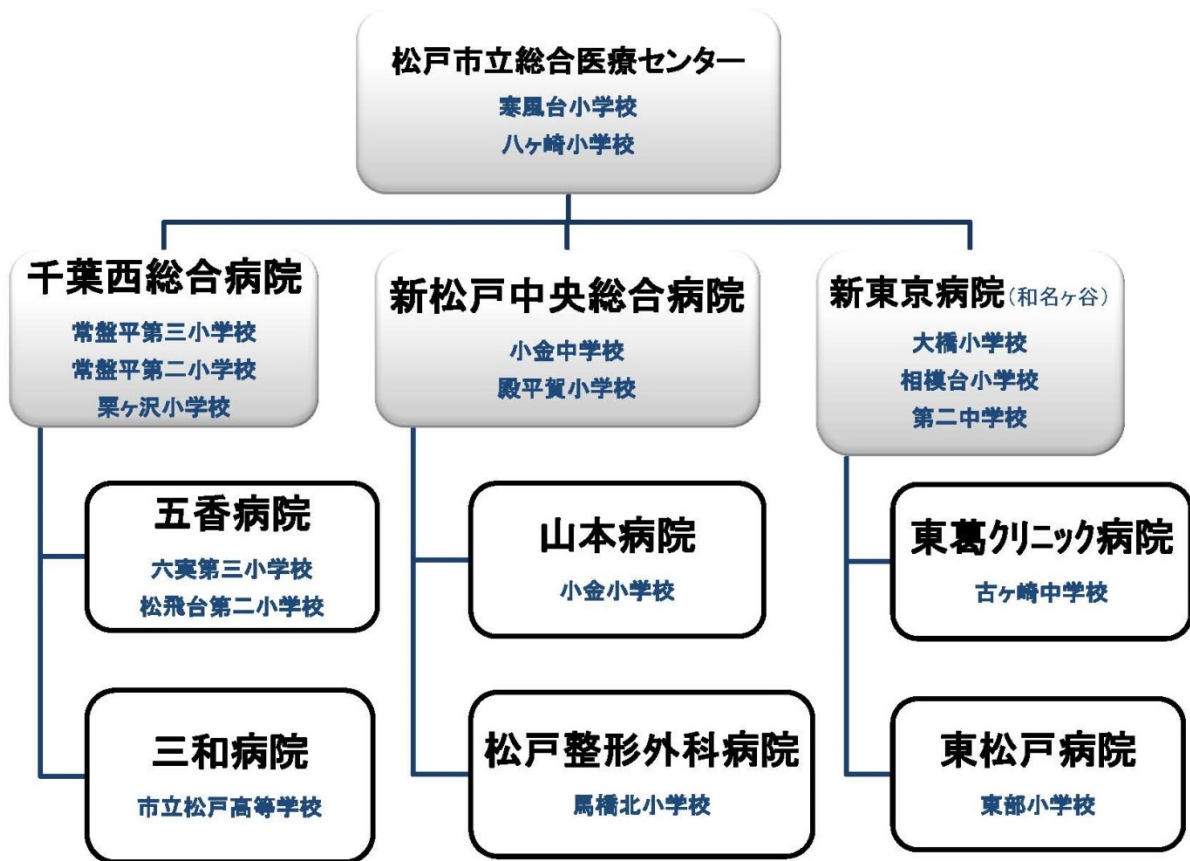
松戸市では、大規模災害発生時において、市内17箇所の学校に設置される学校救護所の他、10箇所の災害拠点病院・災害医療協力病院に病院前救護所を設置して、医療活動を行います。

特に、超急性期（発災72時間後まで）は負傷者の殺到が予想される10箇所の病院前救護所に、予め指定された医師等が参集し、救命活動及びトリアージ（傷病者の選別を行い、治療の優先順位を定めること）を行います。

1. 救護所の配置について

以下は、病院前救護所が設置される病院と、学校救護所が設置される学校を示したものです。各病院は付近の学校救護所と連携して医療活動を行い、処置が困難な患者をより上位の病院に治療を依頼します。

日ごろから近くの救護所を把握し、災害で負傷した場合はそれぞれの救護所で医師による治療を受けるようにしましょう。



2. 松戸市災害時医療救護活動マニュアルについて

市では、医師会等の関係機関と連携して作成した「災害時医療救護活動マニュアル」を基に、災害医療の体制整備を行っています。

このマニュアルに基づいて各種訓練を行うとともに、年2回を基準に「松戸市防災会議医療部会」を開催し、その年の活動結果を踏まえたマニュアルの修正をすることで、より現実的で実効性のあるものとしています。